

○財務省告示第百十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年三月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百二十五回）

二 発行の根拠 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に
関係する法律（平成二十二年法律第七号）第二十一条並びに
特別会計に関する法律（平成十

三 振替法の適用 九年法律第二十三号）第四十六条
第一条、第四十七条及び第六
十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

各 申 込 みの うち 応募 額 を 順 次 割 り
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申
込 みの 応募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ 発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

額 面 金 額 で 一 兆 七 十 二 億 円
うち 平 成 二 十 二 年 度 にお ける
財政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行
特 例 等 に 関 する 法 律 第 二 十 一
項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付
国 債 に 関 する 基 づ き 額 十 千 億 円
百 三 十 八 億 九 千 七 百 七 十 四 十 六
特 別 計 九 千 八 百 七 十 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た
後 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
ご と に 応 募 額 を 定 め る も の の
に よ り 発 行 限 度 額 を 定 め る も の の
別 加 入 者 第 II 非 価 格 競 争 入 札
発 行 と い う 。

二十 十九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平 財
成 務
二 大
十 臣
三 か
年 ら
三 通
月 知
二 を
二 受
日 け
た
者